## 建設関連業務における最低制限価格の取り扱いについて

### 島原市総務部契約管財課

本市が発注する建設関連業務の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととします。

## 1 対象業務

競争入札に付する建設関連業務のうち、原則として設計金額50万円(税込み)以上 の業務

# 2 最低制限設計価格(税抜き)の算出

最低制限設計価格(税抜き。以下同じ。)は、次の表業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに算出した額とする。

| 業務区分  | 最低制限設計価格 |
|---|----------|
| 測量業務<br>建築関係建設コンサルタント業務<br>土木関係建設コンサルタント業務<br>地質調査業務<br>補償関係コンサルタント業務 | 設計金額の75% |
| 建設関連維持管理業務 (道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務、公園传採業務)                | 設計金額の90% |

### 3 最低制限価格(税抜き)

上記2で算出した額(最低制限設計価格)に乱数(事前ランダム係数)を乗じて最低制限基本価格(税抜き。以下同じ。)とし、最低制限基本価格に乱数(公開ランダム係数)を乗じて算定した額を最低制限価格(税抜き。以下同じ。)とする。

### 4 数値の取り扱い

最低制限価格、最低制限設計価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。